

# 市川市公文書公開条例に物申す！

市川市の「公文書公開条例（案）」は、先に実施された行政改革推進懇話会（飯沼会長）の提言の一部（情報公開条例の制定が必要）を受けて、市川市情報公開推進懇話会（飯沼会長）が発足され、市役所文書課とともに制度検討を中心に懇話会専門委員会、広聴会、中間報告に対する意見の募集を経て、懇話会の最終提言書提出（平成8年12月10日）となりました。そして、3月17日の市議会本会議で、市川市の公文書公開条例は可決成立しました。

全国的に国民の情報公開に対する気運の高まる中での制定作業、飯沼会長の指導力、国の情報公開法要綱案の影響などを受けて出来上がりました。その特徴を述べます。（OL千葉に寄せられた感想を参考に作成しました）市川市：高橋

## 1. 良い点について

市川市条例案では、国の要綱案では見送られた「知る権利」がきちんと明文で盛り込まれており、これは評価に値します。これは、要綱案に「知る権利」が明記されなかったことへの批判が強いことが影響を与えたと考えます。また、議会も対象機関としたことが評価出来ます。

良かった点：「知る権利」がきちんと明文で盛り込まれたこと、請求権者を「何人も」としたこと、磁気記録も請求対象としたこと、「決裁・供覧」による対象文書の区別を採用しなかったこと、議会も対象機関としたこと、出資法人への協力要請（国の要綱案は、特殊法人の情報公開につき何ら具体的な提言をしていない）、手数料無料

## 2. 悪い点について

これまでの条例にはみられなかった以下の点は国の情報公開法要綱案の悪影響を受けています。

悪い点：存否情報応答拒否処分、著しく大量な公文書の公開請求に対する特例処分、第三者保護手続

## 3. 良い点についての事例

第1条 この条例は、公文書の公開等に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障することにより、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現に資することを目的とする。

【解説】「市民の知る権利」を明記したのは、県内他市にない、先進的な条文です。これだけでも追従する他の地方自治体の手本となります。先進的な我孫子市でさえこの部分は「市民の情報の公開等を請求する権利を保障する」ととどまっております、県条例に至っては「県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにする」と保障するの言葉はない。川崎市では前文の附則に「日本国憲法が保障する基本的人権としての知る権利を実効的に保障する」とある。

第2条（2）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書・図画・写真・フィルム・磁気テープ・磁気ディスク、その他規則で定めるも

のであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。

【解説】当初、文書課は現在図書館に保有している磁気テープ等は別の条例で公開することが規定されているので、この条例に含めると2重になって良くないという意向であった。この件に関して、意見徴収の場で「現在、図書館に保有されていない磁気テープ等がないからといって、将来市職員や市議が作る可能性があるのでは、是非入れて欲しい」と要望していた、国の情報公開法でも規定している。

また、情報公開法と同様に「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」としたので、決裁終了でなくても対象になり、郡司メモのようにキャビネットに入っている、ファイルは全て対象となるなどかなり広がっている。我孫子市も磁気ディスクまで含めているが、「実施機関が現に管理しているもの」となっているので狭くなっている。県条例では更に「決裁、供覧等の手続きが終了し」となっているので殆ど非公開となる。「組織的に用いるもの」の部分は川崎市よりも先進的で後から作られた強みが出たといえる。

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

【解説】「何人も」請求できるのは県内初、追従する他の地方自治体の手本となります。

第17条 公文書の公開にかかる手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

【解説】手数料が無料になったのは良かった。文書課は市外居住者からの大量の請求にも無料はどうかと思うと憂慮していたが、やはり窓口で選別する手間を考えればこれが自然かなと感じる。この部分は川崎市と殆ど同じである、我孫子市も同じであるが請求者を「何人」としていないので意味合いが違ってくる。

（審査会の調査権限）

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という）に対し、公開請求に係る公文書の提出を求め、不服申立人に関覧させずにその内容を見分することができる。この場合において、諮問実施機関は当該公文書の提出を拒むことはできない。

【解説】この内容は国の情報公開法要綱案と同じであり、我孫子市より、川崎市より先進的である。実施機関に対して罰則規定がないとの指摘もあるが具体的にどんな罰則にすれば良いか考えるのも大変である。通常の公務員は規則で決まっていることは守るのが、当たり前と考えてくれるそうである。（但し、教育委員会は別だそうだ）

（平成維新千葉会報Break Through 4月号より転載）